

の地を首都とする朝鮮民主主義人民共和國において『高句麗平壤城』という體系的な研究も刊行されているが、少なからず問題があり、再考の餘地は充分あるのである。

本報告ではさらに、東アジア都城史における位置づけと、高句麗國家史の展開における長安城時代の設定に對する見通しにも、ふれてみたい。

「包公」傳説の演變

木 田 知 生

北宋時代の實人物包拯（九九九—一〇六二）は、生前、仁宗の嘉祐元年から同三年まで國都開封府の長官を勤めた。その間のすぐれた行政手腕とその前後の地方官及び中央官僚歷任中の仕事ぶりは、同時代人にも影響を与え、幾つかのエピソードを残す結果となった。その事蹟の數々は、宋代の基本史料といえる『續資治通鑑長編』等の諸史料に窺える。また、死後しばらくすると、今度は、その包拯が話本・雜劇の主人公として、文藝作品の中に登場し、その時々時代の精神のなにがしかを象徴・反映する存在として、人々に記憶されることになった。この度の發表では、近來新たに發見された『明成化刊本說唱詞話』と、小説集『龍圖公案』等を材料に、元雜劇からあとの「包公」像を、その歴史背景とともに明らかにしてみたい。

隋代の府兵制について

氣賀澤 保 規

隋の文帝は、全土の再統一に成功した翌開皇十年（五九〇）、兵士の軍籍から民籍への移行、舊北齊地域一帯に配置した軍府の廢止の兵制改革を實行したが、これは、兵民一致制の確立と軍府の關中方面への集中を促し、唐の府兵制の起點になったとして、府兵制史上とくに大きな意味をもつものであったとみなされてきた。

しかしながら、そのときの詔敕の内容を、當時の状況、兵士や軍府の位置、それらにたいする國家の對應等にも目を向けて捉え返してみると、果して府兵制のあり方を一變せしめるほどの意味をもつものであったか疑問になってくる。そもそも西魏以來の府兵制が、郷兵の結集という形をとって、下からのエネルギーをくみ上げるなかで成立發展してきたとすると、文帝にあって、そうした形をとる兵力の結集の有効性現實性が認識されていてもよいはずである。とすれば、開皇十年における軍籍の民籍への統合も、兵士たちの本來の立場・役割には基本的に變りはなかった、とする方向で解することも可能になる。むしろ本格的な兵民一致の追求は、つぎの煬帝による總管府の全廢、軍府の増設、鷹揚府制の發足といった一連の政策のなかで考えられる必要がある。だがこの煬帝の試みも、結局は貫徹できず、逆に最後は驍果とよばれる募兵に頼らざるをえなかったことを忘れてはならない。

以上、本報告では、開皇十年の改革への疑問を一つの手がかりに

して、隋代府兵制の實態を検討しようとするものである。

近代イラン立憲闘争史序論

——Theqat o'l-Islam 2みる Mashrute の意味をめぐって——

八尾師 誠

マールの大衆指導の實態、立憲闘争の展開過程における具體的な位置と役割りを分析するうえで重要な手掛りを提供するものである。

アイユーブ朝のイクター制について

佐藤 次高

タバコ・ボイコット運動、立憲革命、石油國有化闘争、今次「イスラーム革命」と續く、イラン近現代史の展開過程における大衆的政治闘争の高揚期に、ウラマーが果たした政治的役割り、就中その大衆指導力及び闘争の決定的局面への國民の大衆動員に示した彼らの比類なき力量と影響力は、イラン近現代史の特徵的側面として、これまでも多くの研究者の關心を集めている。こうした中で、イスラーム的政治思想の傳統と、西歐流立憲思想の交錯、相克が現實化し、激しい政治闘争を惹起する過程で、ウラマーの政治闘争關與の基本的パターンが形成される立憲革命期の分析は不可欠の課題となっている。ところが、これまでのこの時期に關する論考の多くは、ウラマーの立憲制概念理解をめぐるイデオロギー分析に終始していた。その理由の一端は史料の制約にあると考えられる。その意味で、一九七七年にテヘランで刊行された「タブリーズの殉教者セカトル・エスラームの著作集」と題する史料集は、この時期の立憲闘争の頂点をなすタブリーズ蜂起に深く關與した有力立憲派ウラマーの一人であるセカトル・エスラームの日記、書簡、論文 (Teghe) を網羅的に集めたものであり、從來の研究の閉塞狀況を打破し、ウラ

サラディン Saladdin (在位一六九一—一六九九年) によるアイユーブ朝の創始とイクター制の導入がエジプト史に新しい時代を開く端緒となったことは、すでにさまざまな論者によって指摘されている。イクター制についてみれば、セルジューク朝の傳統を引くアイユーブ朝のイクターは、その施行の範圍がエジプトの全土に及んだこと、イクター保有者 muqta には軍事奉仕の義務が課せられたこと、また政府に對する納稅義務は免除されるようになったことなどの點で、ファティマ朝時代のイクターとは根本的に性格が異なるとされてきた。

しかしイクター授與文書の作成や年收高 (イブラ) の査定に係る業務に着目すれば、アイユーブ朝のイクターは、ファティマ朝時代以來のエジプトに固有な官僚組織によって運用されたことが明らかとなる。ここではアイユーブ朝時代のイクターの實態をふまえたうえで、ファティマ朝末期からアイユーブ朝時代の初期にかけて生きた Maklumi の寫本史料 (Minhaj fi 'Um Kharaj Mist) を検討し、ファティマ朝とアイユーブ朝のイクターについて、その共通點と相違點とを明らかにしてみることにした。